



## 制度・業務

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の 手当額改定

#### 児童扶養手当

父母の離婚や死亡等により、父または母と生計が異なる児童(18歳になって最初の3/31まで。一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護する母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者(児童と同居・監護・生計維持をする方)に支給されます。※婚姻等、受給資格がなくなった時は、すぐに届け出をしてください。

▷R8.4月から児童扶養手当額が改定(引き上げ)されます。

	児童扶養手当(月額)	
	全部支給	一部支給
本体額	48,050円 (+1,360円)	48,040円～11,340円 (+1,360円～+330円)
第2子以降 加算額	11,350円 (+320円)	11,340円～5,680円 (+320円～+160円)

#### 特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に指定される障がいの状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)か、父母に代わって児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持)する方が受給できます。

※障がいの程度・住所・氏名等に変更があった場合は届け出をしてください。

▷R8.4月から特別児童扶養手当額が改定(引き上げ)されます。

等級	特別児童扶養手当(月額)
1級	58,450円(+1,650円)
2級	38,930円(+1,100円)

**受給資格** 児童扶養手当、特別児童扶養手当とも、公的年金給付との調整や所得制限、支給要件等の条件があります。

**定例払い** 特別児童扶養手当 4/10(金)

**☎** 子育て支援課 ☎072-893-6406

### R8年度外出支援制度の申請

制度の利用には毎年度申請が必要です。詳細はHPまたは折り込みの「外出支援制度のお知らせ」をご覧ください。

**申込** ゆうゆうセンター 1階 ロビー

**☎** 福祉総務課 ☎072-893-6402

### R8年度就学援助制度



HP

学校生活にかかる費用の支払いが困難な世帯に対し、費用の一部を補助します。昨年度に受給された方も、R8年度の申請が必要です。詳細はHPをご覧ください。

**対象** 市立各小中学校・義務教育学校の児童・生徒、または市内在住で府立中学校(府立特別支援学校中等部を除く)の生徒の保護者で、R7.1月～12月分の世帯全員の所得合計額が認定基準以下の方

**援助費目** 学用品費、通学用品費、医療費、校外活動費、修学旅行費等

※医療費は事前に学校への申請が必要です。また、特定の疾病に限り対象。

**申請書** 4月上旬に市立各小中学校・義務教育学校の全児童・生徒に配布

**申込・☎** 5/15(金)までに申請書と必要書類を所属学校、まなび支援課またはオンライン申請 ☎072-810-8011

### 農業者のための経営所得安定対策

主食用米を作付けしない水田で、販売目的で野菜等の作物の生産を行う農業者に対し、作付面積に応じて国から交付金を交付します。制度詳細・営農計画書は、水田の所有者・耕作者に4月下旬頃から順次郵送します。届かない場合はお問い合わせください。

**申込・☎** 営農計画書に必要事項を記入し、署名または押印の上、5/8(金)までに市農業再生協議会事務局(地域振興課)へ郵送 〒576-0052 私部2-29-1 ☎072-892-0121

### 児童手当制度および定例払い

高校3年生相当(18歳になって最初の3/31まで)の年齢までの児童を養育している方に支給します。未申請・書類不備等の方には支給ができませんので、心当たりのある方はお問い合わせください。

次に該当する場合は、必ず届け出をしてください。

▷出生等で子どもが増えたとき(出生日の翌日から15日以内)

▷転入したとき(転入した日の翌日から15日以内)

▷転出したとき

▷公務員になったとき、公務員でなくなったとき

▷子どもの監護・生計関係がなくなったとき

▷生計中心者が変更になったとき

▷その他、支給要件に該当しなくなったとき

**定例払い** 4/15(水)

**☎** 子育て支援課 ☎072-893-6406

### 子ども・子育て支援金制度が 始まります



HP

全ての世代や企業から支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てることで、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。支援金は加入する健康保険(国民健康保険や後期高齢者医療、被用者保険等)の保険料とあわせて負担いただきます。詳細はHPをご覧ください。

**☎** 国民健康保険:医療保険課 ☎072-892-0121  
後期高齢者医療:府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06-4790-2028、医療保険課 ☎072-892-0121

被用者保険:加入している健康保険協会、健康保険組合



## 税・保険・年金

### 市税・保険料の休日納付相談

市は、市税や保険料の負担の公平性の確保を図るため、4月を「滞納徴収重点月間」と定め、滞納者に対する催告を強化するとともに、休日開庁を実施します。平日、仕事等で忙しい方はご利用ください。市に連絡のないまま滞納すると、差し押さえ等の滞納処分を行いますので、早急に収納管理課、医療保険課まで連絡してください。なお、市税(市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)や保険料の納付には、便利で確実な口座振替(自動払い込み)をご利用ください。

**日時** 4/19(日)10:00～15:00

**場所** 市役所本館1階 市税:収納管理課  
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料:医療保険課

**☎** 収納管理課・医療保険課 ☎072-892-0121

### 国民年金保険料の免除制度



HP

大学等を3月に卒業し、学生納付特例が終了した方で、引き続き国民年金保険料の支払いが困難な場合は、50歳未満が対象の①免除制度が申請できます。また、卒業後、別の学校(大学院等)に変更した場合は、再度②学生納付特例制度の申請ができます。

**申請に必要なもの**

①基礎年金番号通知書等と本人確認(マイナンバーカード、免許証等)

②①と4月以降有効な学生証等

**☎** 枚方年金事務所 ☎072-846-5011

医療保険課 ☎072-892-0121

### R8年度納税通知書について

R8年度納税通知書の発送時期は下表のとおりです。

税目	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	市・府民税 (普通徴収)
納税通知書 発送時期	5月上旬	5月上旬	6月上旬

**☎** 課税課 ☎072-892-0121

### 振替納税をご利用の方へ

R7年分の確定申告を行い、振替納税を利用する場合の振替日は次のとおりです。

▷申告所得税および復興特別所得税:4/23(木)

▷消費税および地方消費税(個人事業者):4/30(木)  
事前に預貯金口座の残高をご確認ください。残高不足等で振替納税ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

**☎** 枚方税務署管理運営第一部門

☎072-804-0251



## 募集

### 「二十歳のつどい」協力者



申込

R9.1/11の「二十歳のつどい」開催にあたり、代表して司会や誓いの言葉等を行っていただける協力者を募集します。

**申込** 4/30(木)までにWeb予約

**「R9年 二十歳のつどい」**

**日時** 1/11(祝)

▷午前の部:10:30～ 第一・第二中学校区在住者

▷午後の部:13:30～ 第三・第四中学校区在住者

**場所** 星の里いわふね

**対象** H18.4/2～19.4/1生まれの方

**☎** スポーツ青少年課 ☎072-892-0121

### 大阪府シニア美術展作品



HP

**出品資格** 府在住の60歳以上のアマチュア

**出品部門** 日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真

**出品料** 2,000円 **展示期間** 6/4(木)～7(日)

**展示場所** 府立江之子島文化芸術創造センター

**申込・☎** 4/1(水)～5/11(月)〈必着〉に高齢介護課で配布する出品申込書を記入の上、府地域福祉推進財団に郵送またはFAX、Eメール

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 ☎06-4304-0294

☎06-4304-2941

✉seniorart@fine-osaka.jp